

も行う。

毒性の強い物質又は高濃度汚染土壌には適用困難で、浄化には比較的長時間かかるが、使用エネルギーが少ない利点がある。

比較的分解性のある有機物質で汚染された土壌に有効

#### イ 化学反応併用

土壌に栄養源（有機物質）、栄養塩類（窒素、リン）を添加して微生物を活性化させるとともに、薬剤による触媒作用、還元作用を併用する。

通常のバイオレメディエーションに比較して浄化に要する時間が短い。

比較的分解性のある有機物質で汚染された土壌に有効

#### ウ 有効微生物添加・注入

土壌に、自然界から選定・単離した汚染物質の分解能力が高い菌と、栄養源（有機物質）、栄養塩類（窒素、リン）を添加して微生物を促進させて浄化する。

汚染物質の種類にあった分解菌を選定する必要がある。微生物を土壌中に添加することに対する周辺の理解を得ることが課題

#### エ 改変微生物添加・注入

遺伝子組換えなどによって汚染物質の分解能力を高めた菌を添加する。改変微生物の安全性、周辺への拡散防止、改変微生物を土壌中に添加することに対する周辺の理解を得ることなどが課題

### (7) 汚染土搬出、覆土

#### ア 汚染土の廃棄物処分

汚染土壌を廃棄物として事業地域外に搬出し、最終処分場等に処分する。対象量が少ないときには有効であるが、多い場合には処分場自体の環境保全対策と処分可能量の逼迫が問題となる。

#### イ 覆土

環境基準に適合している土壌を覆土として搬入する。汚染農地への対策として、客土として行われた例が多い。環境基準に適合した土壌の入手先と、汚染物質が含有していないことの確認など、清浄土壌の入手方法に課題がある。

## 3 検討結果の検証

環境保全措置の内容を次の観点から検討を行い、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う地盤沈下の影響が可能な限り回避・低減されているかを検証する。

### (1) 環境保全措置についての複数案の比較検討

### (2) 実行可能なより良い技術が取り入れられているかの検討

複数案の比較に当たっては、実行可能性と技術的信頼性等に係る適切な比較項目を設定し、必要に応じてマトリクス評価表等を作成することによって、優劣又は順位付けができるように工夫する。

ア 汚染物質等の排出が法令等の基準に照らして問題がないこと。

イ 環境保全措置の内容が他の類似事例に照らして問題がないこと。

ウ 除去装置等の効率が妥当であること。

エ 環境保全措置の実施に伴い安全性に問題がないこと。

オ 土壌改良等の環境保全措置の実施により、新たな汚染等を引き起こさないこと。

カ 採用しようとする環境保全措置は科学的な根拠に基づく実行可能な技術であり、その効果を科学的知見をもって定量的又は定性的に把握出来ること。

## 9-8 事後調査

### 1 事後調査の項目

事後調査の項目は、環境影響評価の項目を基本とする。ただし、環境影響評価の結果、環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合は、当該項目を削除するものとする。

### 2 事後調査の手法

事後調査の手法は、現況の調査手法に準じる。

### 3 事後調査の期間等

工事の実施に係る事後調査の時期は、工事の進捗状況を考慮し、適切な時期に実施する。

土地又は工作物の存在及び供用に係る事後調査の時期は、工事完了以降施設の稼働状態の変動を考慮して、その結果、必要に応じて、定期的を実施する。

また、中間的な時期に予測を行った場合には、その時期も事後調査の対象とする。

### 4 事後調査結果の検討

事後調査の結果は、予測及び評価の結果と比較検討する。これらの結果が著しく異なる場合は、その原因を検討、究明する。

また、事後調査結果を検討した結果、土壌への影響が大きいと判断された場合は、新たな環境保全措置の検討を行う。